

島根県報

号外第五二号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

規則

島根県規則第五十九号

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

規則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を (会計課)
改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則 (規則第五九号)

一 規則の概要

1 郵便振替口座のうち加入者が島根県指定金融機関の各支店であるものを削ることとした。 (第四条関係)

2 払込取扱票等の受入れ等の手続に関する規定を削ることとした。 (第六条)

第八条関係

3 郵便振替の払出しの手続に関する規定を改めることとした。 (第五条・第九条・様式第二号関係)

4 その他規定及び様式の整備をすることとした。 (第一条・第四条・第五条・様式第一号その一・様式第一号その二・様式第一号その三関係)

二 施行期日
平成十五年四月一日から施行することとした。

○一四一〇一〇一 二五九四	口座番号	加入者
島根県指定金融機関 株式会社山陰合同 銀行本店営業部		

口座番号	加入者	取りまとめ 郵便局	払込みの取扱いを する郵便局
○一四二一〇一九一 九六〇〇〇一	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同 銀行本店営業部	松江中央郵便局	島根県、鳥取県、岡 山県、広島県及び山 口県内の郵便局

第五条中「(以下「指定金融機関」という。)」及び「(様式第一号)」を削り、「即日領収済等通知書類又は払込取扱票を当該指定金融機関の本店(以下「本店」という。)に送付」を「郵便振替法第三十八条の規定に基づく払出しの手続き」に改める。

第六条から第九条までを削る。

様式第一号その一、様式第一号その二及び様式第一号その三]中「(郵政事業庁)」を削り、「払込票兼受領証」を「払込金受領証」に改める。

様式第二号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。